

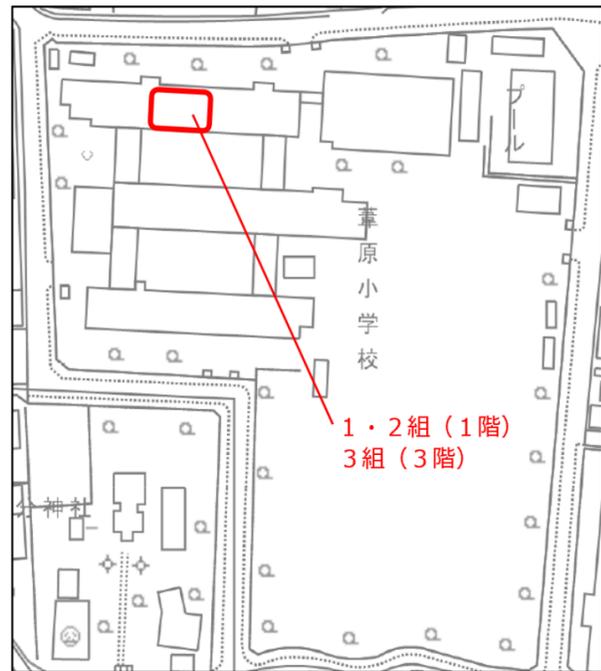
基礎情報

名称	葦原学童保育室
----	---------

2025.3.31現在

基本情報	
所在地	新和町13番50号
開設年月日	1974年6月
指導員配置・児童数	
クラス数	3
受入上限人数	135
実施場所に関する情報	
実施場所	校舎内
建築年月	(校舎) 1976年3月
主体構造	(校舎) 鉄筋コンクリート造
階数	(校舎) 3階建
保育場所	1組・2組 専用教室/3組 転用可能教室

<学童保育室の位置>



1 運営全般について

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目 <総則とそれに直接付随する項目>

運営指針掲載箇所		チェック項目	評価者	評価	コメント	
章	区分					
第1章 総則	1 趣旨	「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	指導員	B		
	2 放課後児童健全育成事業の役割	放課後児童健全育成事業（学童保育室）の役割を理解している。	指導員	A		
	3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1) 放課後児童クラブにおける育成支援	学童保育室における育成支援の目的を理解している。	指導員	A	
		(2) 保護者及び関係機関との連携	保護者や学校等の関係機関と連携している。	指導員	A	
		(3) 放課後児童支援員等の役割	任期付指導員及び加配指導員は、その役割を理解している。	指導員	A	
	(4) 放課後児童クラブの社会的責任	学童保育室の社会的責任を理解している。	課指導員	A		
第7章 職員の資質向上	1 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1) 社会的責任・職場倫理	学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組む、任期付指導員及び加配指導員は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	指導員	A	
		(2) 法令順守のための組織的取り組み	学童保育室の運営主体は法令を遵守するとともに、すべての任期付指導員及び加配指導員が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	課	A	
	2 要望及び苦情への対応	子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	課指導員	A		
	3 事業内容向上への取り組み	(1) 職員集団のあり方	任期付指導員及び加配指導員は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	指導員	A	
		(2) 研修等	学童保育室の運営主体は、任期付指導員及び加配指導員の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	課	A	
		(3) 運営内容の評価と改善	学童保育室の運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	課	C	令和6年度分より、自己評価を実施して公表する。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1 子どもの発達理解	任期付指導員及び加配指導員は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	指導員	A		

2 分野別の内容について

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目 <育成支援に直接かかわる項目>

運営指針掲載箇所		チェック項目	評価者	評価	コメント		
章	区分						
第3章 放課後 児童ク ラブに おける 育成支 援の内 容	1 育成 支援の内 容	(1) 育成支援の内容	育成支援の内容について理解している。	指導員	A		
		(2) 育成支援の留意点	育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	指導員	A		
	2 障害 のある子 どもへの 対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	課 指導員	A		
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たったの留意点	障害のある子どもの育成支援に当たったの留意点を理解し、育成支援を行っている。	指導員	A		
	3 特に 配慮を必 要とする 子どもへ の対応	(1) 児童虐待への対応	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係期間と連携し、適切に対応できる体制を構築している。	課 指導員	A		
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係期間と連携して適切に支援を行う体制を構築している。	課 指導員	A		
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たったの留意事項	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	課 指導員	A		
	4 保護 者との連 携	(1) 保護者との連絡	各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	指導員	A		
		(2) 保護者からの相談への対応	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	指導員	A		
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	保護者との協力関係を構築している。	指導員	A		
	5 育成 支援に含 まれる職 務内容と 運営に関 わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	育成支援に係る職務を実施している。	指導員	A		
		(2) 運営に関わる業務	運営に関わる業務を実施している。	課 指導員	A		
	第5章 学校及 び地域 との関 係	1 学校 との連携	(1) 学校との連携	情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	指導員	A	
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	指導員	A	
2 保育所、幼稚園等との連携		情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	課 指導員	C	年1回の保幼小交流会しか機会がない。		
3 地域、関係期間との連携		地域組織や子どもに関わる関係期間等との連携を図っている。	課 指導員	D	地域組織と関わる機会がない。		
4 学 校、児童 館を活用 して実施 する放課 後児童ク ラブ		(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	学校施設を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	課 指導員	A		
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	児童館を活用して学童保育室を実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。				

Ⅲ 運営指針第6章2に対応する項目 <育成支援（事業内容）を直接支える項目>

運営指針掲載箇所		チェック項目	評価者	評価	コメント	
章	区分					
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	2 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	指導員	A	
		(2) 事故やケガの防止と対応	事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	課指導員	A	
		(3) 防災及び防犯対策	防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	課指導員	A	
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	必要に応じ、関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	指導員	A	

Ⅳ 運営指針第4章、第6章1に対応する項目 <最低基準（市町村の条例）に依拠する項目>

運営指針掲載箇所		チェック項目	評価者	評価	コメント	
章	区分					
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1 施設及び設備	(1) 施設	学童保育室として求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	課	A	
		(2) 設備、備品等	学童保育室として求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	課指導員	A	
第4章 放課後児童クラブの運営	1 職員体制	(1) 職員配置	支援の単位ごとに2人以上の任期付指導員及び加配指導員を置いている。	課	B	
		(2) 育成支援の実施	支援の単位ごとに育成支援を行っている。	課	A	
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	任期付指導員及び加配指導員を長期的に安定した形態で雇用している。	課	A	
		(4) 勤務時間	任期付指導員及び加配指導員の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	課	A	
	2 子ども集団の規模（支援の単位）	適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	課	A		
	3 開所時間及び開所日	開所時間及び開所日を適切に設定している。	課	A		
	4 利用開始等に係る留意事項	利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	課	A		
	5 運営主体	(1) 運営主体の要件	安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童保育室を運営している。	課	A	
		(2) 運営上の留意事項	学童保育室の運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	課	A	
	6 労働環境整備	学童保育室の運営主体は、任期付指導員及び加配指導員の労働環境を適切に整備している。	課	A		
7 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	学童保育室の運営主体は、適正な会計管理を行っている。	課	A		
	(2) 情報公開	学童保育室の運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	課	A		